

財務省告示第四百四十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記 号	利付国庫債券（十年）（第二百四 十三回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	発行方法	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行金額	額面金額で二千三百八十四億円 二千三百九十九億二千五百七十 六万円
五	払込金額	六万円
六	額面金額の 種類	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年十一月二十日
八	発行価格	額面金額百円につき百円六十四 銭
九	利率	年一・一パーセント
十	経過利子の 払込み	年金資金運用基金理事長は、払 込金額に加え、次の算式により 算出した金額を第十六号に規定 する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{61}{365}$

十一 初期利子 平成十五年三月二十日を支払期

十	十	十	十	十	十
六	五	四	三		二
払	払	元	償	償	後
込	場	利	還	還	の
期	所	金	金	期	二
日		支	額	限	期
					以
					子

平成十四年十一月二十日
 取扱店並びに取扱郵便局
 国債代理店及び国債元利金支払
 日本銀行本店、支店、代理店、
 日本銀行の本店、支店、代理店、
 額面金額の百円につき百円
 平成二十四年九月二十日
 平成二十一年九月二十日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を、その日以前六月間に属する
 毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい

と、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十三号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}{100} \times \frac{1}{2}$$